

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会情報連絡

令和5年3月15日

情報連絡事項

頁

(教育指導部) なし

(学校運営部) なし

(子ども家庭部)

- (1) 幼稚園・認定こども園及び認可外保育施設に対する指導検査の実施結果
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について・・・・・・・・・・ 5
- (3) 【追加】新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行った
場合の利用者負担額減免措置の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(教育委員会)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡

令和5年3月15日

件名	幼稚園・認定こども園及び認可外保育施設に対する指導検査の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども政策課、子ども施設入園課
内容	<p>子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園及び認可外保育施設に対して実施した子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づく令和4年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>なお、文書指摘、口頭指導の多い項目については全園に対して周知し注意喚起を行う。</p> <p>1 実施施設数 (1) 幼稚園・認定こども園 6園（全16園中） (2) 認可外保育施設 2施設（全4施設中）</p> <p>2 指摘等の件数（括弧内は令和3年度件数） (1) 幼稚園・認定こども園 ア 文書指摘：12件（7件） 支援法等関係法令等に違反する事項 イ 口頭指導：11件（8件） 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項 (2) 認可外保育施設 文書指摘：なし</p> <p>3 検査結果の特徴 (1) 幼稚園・認定こども園 文書指摘、口頭指導ともに昨年度より増となった。 ア 事故防止に向けた研修が定期的に行われていない園が6園中4園に見られた。 イ 事故の経過及び対応の記録が作成されていないなど、再発防止への対応の面でも課題が確認された。 ウ 例年、検査前に説明会を行っているが、今年度は新型コロナウイルス感染症第7波の影響を受け、資料配付で対応したことも一因と考える。 エ 私学助成から支援法による給付への移行年数が浅く、資料作成の難しさが生じている。改善に向け所管課とも連携し支援策を検討することも必要である。</p>

	<p>(2) 認可外保育施設 令和4年度より指導検査を開始 今年度検査を実施した2園について文書指摘相当の事案は確認されなかった。</p> <p>4 検査結果（文書指摘及び主な口頭指導の内容）と改善への対応（P4参照）</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 文書指摘、口頭指導が多く確認された事故防止や事故後の対策について、全園に対し説明を行い、実施に向け周知の徹底を図る。 2 文書指摘、口頭指導が確認された園に対し、改善のための道筋、改善方法のサポートを実施していく。 3 巡回訪問等で改善状況の確認及び指導・支援の徹底を進めていく。 4 文書指摘事項及び改善状況は区ホームページで公表する。

検査結果と改善への対応

※ 括弧書きは令和3年度件数

文 書 指 摘	1 定期的に事故防止の研修等が実施されていない：4件（3件）
	➡ 事故発生防止委員会及び事故に対する教職員等に対する研修の実施について指導。開催日時や参加者、研修内容等について記録の提出により確認を行う。
	2 重要事項に関する規程（運営規程）が園内の見やすい場所に掲示されていない：2件（0件）
	➡ 園の利用申込者が目にする事ができる園内の見やすい場所に掲示することを、検査の場で園長と確認した。
	3 事故予防及び発生時対応のための各種ガイドライン及びマニュアルが作成されていない：1件（0件）
	4 事故報告・改善策を周知徹底する体制が整備されていない：1件（0件）
	➡ 園内で事故が発生してから保護者への連絡、区への報告、園の対応及び改善策の構築に至るまでの流れが構築されていなかった。事故発生から改善に至るまでのフローチャートの提出を指示し確認する。
	5 事故の経過及び対応等の記録未作成：1件（0件）
➡ 園児がトイレでけいれんを起こし、保護者に連絡の上救急搬送した事例について、事故報告書の作成を確認した。	
6 重要事項の内容について保護者への説明が行われていない：1件（0件）	
7 保護者に金銭の支払を求める理由の説明が書面でされていない：1件（0件）	
➡ スイミング指導代（月額1,000円）の支払を保護者に求めるにあたり、書面での説明が行われていなかった。今後保護者に対して代金の支払を求める際は、事前に用途、金額及び理由を書面により明らかにするよう指導した。	
8 保護者から徴収した費用に対して領収書が交付されていない：1件（0件）	
□ 頭 指 導 (主なもの)	1 事故予防と発生時対応のためのマニュアルの内容が不十分：3件（3件）
	➡ 園外保育、食物アレルギー対応等、作成されていないマニュアルについて作成を指導。巡回訪問など訪問の機会に改善を確認する。
	2 幼稚園幼児指導要録を小学校へ送付した記録が確認できない：1件（0件）
	➡ 原本とともに要録受取先の小学校が発行した受領書の保管を指導した。
3 子どもの人権擁護、虐待防止に関する研修の実施が不十分：1件（0件）	
➡ 新型コロナウイルスの感染拡大及び人員不足を理由としていたが、動画配信講座の受講もあると説明し、来年度以降受講機会を確保するよう指導した。	

子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡

令和5年3月15日

件名	私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、私立保育園課
内容	<p>私立認可保育所に対して実施した子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づく令和4年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>1 実施施設数 私立認可保育所 59施設（全112施設中） ※ 上記のうち、2施設については一部審議中</p> <p>2 指摘等の件数（括弧内は令和3年度件数） (1) 文書指摘：36件（25件） 支援法等関係法令等に違反する事項 (2) 口頭指導：97件（53件） 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項</p> <p>3 検査結果の特徴 文書指摘、口頭指導ともに昨年度より増となった。 (1) 施設内で発生した事故について所管課への報告を失念してしまい、指摘されるケースが多かった。 (2) 午睡時の仰向け寝の徹底については、乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策の上で重要との意識が施設内で十分に浸透しておらず、課題が確認された。 (3) 事故防止等の各種マニュアルは作成されているものの、施設内で共有されているか否か確認できない施設が多くみられた。職員会議や研修等により施設内での共有を深めるよう改善指導を行った。</p> <p>4 検査結果（文書指摘及び主な口頭指導の内容）と改善への対応 （詳細はP6～7参照）</p>
問題点 今後の方針	<p>1 文書指摘、口頭指導の内容について、園長会等を通じ全施設に対し説明し、改善等に向けて周知の徹底を図る。</p> <p>2 巡回訪問等で改善状況の確認及び指導・支援の徹底を進めていく。</p> <p>3 文書指摘事項及び改善状況は区ホームページで公表する。</p>

検査結果と改善への対応

※ 括弧書きは令和3年度件数。また、一部審議中の2園を除く

文 書 指 摘	1 事件・事故等の発生が区へ報告されていない：10件（9件）
	➡ 事件・事故等の情報を区と共有することの必要性を伝え、都や区が発出している関連通知を参照しながら、報告が求められている事件・事故等の発生時は速やかに区へ報告することを指示した。
	2 仰向け寝の徹底が不十分：8件（2件）
	➡ 当日、乳幼児突然死症候群予防のための仰向け寝について、その意義や重要性を説明の上、改めて全職員に徹底するよう指導した。また、睡眠時チェック表が正確に記載されていないケースも見受けられたため、睡眠時の確認の仕方や記録の書き方について園内研修を行う等、改善の取組を報告するよう指示した。
	3 委託費の国通知の範囲を超えた本部会計への繰入れ等：7件（1件）
	➡ 超過分を園会計へ戻すよう指示した。委託費の弾力運用に関する国通知の理解不足が確認されたため、改めて会計担当者等に対し国通知の説明と遵守を指示した。
	4 教育・保育施設の自己評価が行われていない：3件（3件）
	➡ 今年度中に実施し、評価後資料を区へ送付するよう指示した。
5 重要事項に関する規程が園内の見やすい場所に掲示されていない：3件（0件）	
➡ 園の利用申込者が目にすることができる園内の見やすい場所に掲示することを、検査の場で園長と確認した。	
6 人権への配慮に課題のある保育が行われていた：2件（4件）	
➡ 子どもを注意する過程で行き過ぎた対応をしてしまうケースが確認された。当日、当該職員及び園長に対し子どもの人権について指導した上で、法人及び施設として再発防止のための組織的な取組や職員育成計画等の改善策を提示するよう指示した。	
7 保護者に金銭の支払を求める理由の説明が書面でされていない：2件（2件）	
➡ 園帽販売代金等について、金額等の説明が書面で行われていなかった。保護者に代金の支払を求める際は、事前に用途、金額及び理由を書面により明らかにするよう指示した。	
8 転園先への園児の情報提供にあたり、保護者の同意を書面で得ていない：1件（0件）	
➡ 個人情報取扱いの重大性を改めて説示し、必ず書面同意を得るよう指示した。	

口頭指導 (主なもの)	1 事故予防と事故発生時対応のためのマニュアルが施設内で十分に共有されていない：20件（0件）
	<p>➡ 令和4年度に追加した検査項目であり、多くの施設で口頭指導となった。改めて職員会議等でマニュアルを共有し、確認内容を記録するよう指導。巡回訪問など訪問の機会に改善を確認する。</p>
	2 地域の子育て家庭に対する支援が不十分：17件（8件）
	<p>➡ コロナ禍において情報発信や支援の提供方法がわからず、地域の家庭に対する支援に踏み出せていないケースが多くみられた。園の掲示板や電話相談、SNSによる発信等、創意工夫により地域の子育て支援を積極的に行うよう指導した。</p>
	3 職員異動届等の区への報告漏れ：15件（14件）
	<p>➡ 人件費等補助金の返還が生じる可能性のある旨を説明し、職員の人事異動や長期休暇等の際は必ず区に報告するように指導した。なお、令和3年度の補助金超過分については、私立保育園課より返還通知の発出を行った。</p>

子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡

令和5年3月15日

件名	【追加】新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行った場合の利用者負担額減免措置の廃止について												
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課												
内容	<p>保育所等における新型コロナウイルス感染症による臨時休園等を行った場合の利用者負担額の減免措置の廃止について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 廃止の理由 現在の新型コロナウイルス感染症対策は、新たな行動制限を行わず、感染防止策と社会活動の両立を図ることを基本的な考えとしており、臨時休園等を要請することが想定されなくなったため。</p> <p>2 廃止時期 令和4年度末（令和5年3月31日まで減免措置を適用） ※ 国の法令については、令和4年度中に改正予定 ※ 区の条例及び施行規則は、改正の必要無し。</p> <p>3 廃止に伴う周知（令和5年3月下旬） (1) 保育施設事業者 (2) 保護者 ※ 保育施設事業者を通じ通知を配付、周知する。</p> <p>4 減免措置の開始理由（令和2年開始時） 感染拡大期において、国から地方公共団体に臨時休園を要請していたため。</p> <p>5 日割り計算減免措置による減額（参考）</p> <table border="1" data-bbox="499 1709 1353 1879"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象人数</th> <th>休園日数</th> <th>日割りによる減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,817人</td> <td>67,175日</td> <td>53,815千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,310人</td> <td>23,788日</td> <td>19,920千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和4年度は4月～11月までの8か月分</p>	年度	対象人数	休園日数	日割りによる減額	令和3年度	4,817人	67,175日	53,815千円	令和4年度	3,310人	23,788日	19,920千円
年度	対象人数	休園日数	日割りによる減額										
令和3年度	4,817人	67,175日	53,815千円										
令和4年度	3,310人	23,788日	19,920千円										
問題点 今後の方針	令和5年3月末の廃止に向けて、保育施設事業者及び保護者に周知し、円滑に業務を進めていく。												